

## 参議院選挙における合区の解消に関する決議

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位の代表が選出されることで、地方の声を国政に届けるとともに、我が国における戦後の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきた。

憲政史上初めて合区選挙が行われた平成 28 年の参議院選挙では、投票率の低下に加え、自らを代表する議員が選出できなかつた県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こした。

その後、令和元年に行われた参議院選挙においても、合区構成県における投票率の低下がより深刻度を増し、過去最低の投票率を更新する県が複数発生するなど、様々な弊害が顕在化しているところである。

また、合区制度は、合区した県の間で利害が対立する問題が生じた場合に、国政に両県民の意思を十分に反映することが困難になると指摘されているほか、合区対象地域の固定化に加え、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が全国へと広がり、その結果、人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じる。

このような状況は、我が国の民主主義の根幹を揺るがす重要な問題であり、都道府県間で一票の較差とは異なる不平等性が生じることにもなる。

これまで、全国知事会では、地方六団体合同による「合区早期解消に関する要請活動」を行うほか、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長へ要望活動を行うなど地方の声を継続的に国に対して訴えかけてきたところである。

令和元年に行われた参議院選挙時には、都道府県単位の代表が選出され得る、いわゆる特定枠が導入されたが、根本的な合区の解消には未だ至っておらず、このままでは、地方の声が国政へと十分に届けることができない「合区による選挙」が、引き続き、実施されることになる。

令和 4 年の参議院選挙に向けて、国政に地方の意見をしっかりと反映させ、各地域の実情に合った施策の実現を図るため、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応による「合区の確実な解消」を強く求めるものである。

なお、反対意見（大阪府）があつたことを申し添える。

令和 3 年 6 月 10 日

全 国 知 事 会